

○内閣府令第五十一号

資金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、資金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

資金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

資金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		附 則	改 正 後
	「1～3 略」 〔項を削る。〕		
		附 則	改 正 前
	「1～3 同上」 （令和元年台風第十九号に伴う貸付けに関する特例）		
第四号口	第十条の二 第十三第一項 第二号の二 ハ	第十条の二 第十三第一項 第二号の二 三月	4 個人顧客が令和元年台風第十九号に際し災害救助法（昭和二十二年法律第二百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住所又は居所を有する者（次項において「特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、令和二年四月三十日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第十条の二 第十三第一項 第二号の二 額が百万円を超えないも	事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないも	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況	六月

第十条の二 第一号ハ 第十八条第一項	第十条の二 第一項	第十条の二 第一項	第十条の二 第四号口	第十条の二 第十三第二項	第十条の二 第二号の二 ロ(2)	書面	のであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。)
事業計画、収支計画及び 営む事業の状況、収支の	三月	一月	事業計画、収支計画及び 資金計画	営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況	書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けた 当該費用の見積額を記載 した書面	書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けた 当該費用の見積額を記載 した書面	
	六月	六月					

十八第一項 資金計画

状況及び資金繰りの状況

第三号口

「項を削る。」

5|| 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第三十五号）の施行の日から令和二年四月三十日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出することができない理由を記載した書面を保存することができる。

4|| 5

「略」

（令和二年七月豪雨に伴う貸付けに関する特例）

6||

個人顧客が令和二年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住所又は居所を有する者（次項において「特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、令和三年一月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

6|| 7 「同上」

「項を加える。」

第十条の二
十三第一項

三月

六月

第十条の二	第十条の二 第十四条口	第十条の二 第十三条第二項	第十条の二 第十二条の二 口(2)	第十条の二 第十三条第二項 第二号の二	事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）	事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況）	ハ 第二号の二
一月	事業計画、収支計画及び資金計画			書面			
六月	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況			書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けた当該費用の見積額を記載した書面			

			十六第一項
第十条の二 十八第一項 第一号ハ 第三号ロ	事業計画、収支計画及び 資金計画	當む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況	三月
			六月
備考　表中の「」の記載は注記である。	7 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和二年内閣府令第五十一号）の施行の日から令和三年一月三十一日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出することができない理由を記載した書面を保存することができる。		
	〔項を加える。〕		

附 則

（施行期日）

1 この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の貸金業法施行規則（以下「新規則」という。）附則第六項の規定（同項の表第十条の二十六第一項の項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、令和二年五月四日から適用する。

（調整規定）

2 貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客が新規則附則第六項に規定する特例対象者である場合においては、令和三年一月三十一日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。